

# 伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月6日（月）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

## 3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	14番	浜西岩三郎
委員	1番	宮崎敏郎
	2番	井上依孝
	3番	福田榮次郎
	4番	大林茂樹
	5番	松本安幸
	6番	大川利光
	7番	清水重文
	8番	木下幸保
	9番	小野瀬マサエ
	10番	中田初美
	11番	松本虎彦
	12番	中村高律
	13番	小田輝彦

②欠席委員 なし

## 4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 1人

第13区 堀内保

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之  
大瀧由華



ページは土地利用計画図、6ページは平面図、7から8ページは現況写真、9ページは土地改良区の意見書です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

本日、お配りしました農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る調査書①をご覧ください。

申請地は、原則不許可の農用地区域内農地ではありますが、用途の農業用倉庫は、例外許可に該当します。したがって、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、資金調達の見込み、遅滞なく工事に着工する見込み、目的どおりに利用する見込み、行政庁の許可等の処分の確実性、転用面積の妥当性、全て問題ないと思われま。

次に第4号の周辺農地等への影響についても問題は無いと思います。

よって、本件は農地法第4条第1項の各号には該当しないため、許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第13区の堀内推進委員さんからお願いします。

第13区  
堀内推進委員

浜西会長と一緒に現地確認を行いました。申請地は、県道に隣接しており、土砂の流出又は崩壊等の災害を防ぐ計画になっているため、周辺の農地や周囲への影響はないものと思います。また、事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。以上のことから農地転用に問題は無いものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、担当の農業委員は私ですので、報告します。

14番  
浜西委員  
議長

堀内推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第6号は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長

次に、日程第5、議案第7号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

10から11ページの議案第7号の議案書をご覧下さい。

この議案は、伊方町長より令和2年6月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が9件で14筆、面積は、18,252㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号20番から28番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)